

## 長崎市農業委員会 令和4年4月総会 議事録

- 1 日 時 令和4年4月28日(木) 14:00 開会  
16:20 閉会
- 2 会 場 長崎市立図書館新興善メモリアルホール(長崎市興善町1番1号)
- 3 役 員 会長 平尾 政博  
会長職務代理者 山口 眞佐栄
- 4 出席農業委員(16名)  
赤瀬 孝則 井川 義英 石橋 一次 岩本 隆 後山 裕義  
上川 満治 田平 孝廣 鳥越 悦子 平尾 政博 松尾 隆治  
峰 忠幸 森山 安男 柳川 八百秀 山口 邦俊 山口 眞佐栄  
山崎 実男
- 5 欠席農業委員(3名)  
岩永 一也 永岡 亜也子 山脇 貞雄
- 6 出席推進委員(22名)  
池田 憲二 岩尾 直己 今村 秀喜 浦川 英敏 尾崎 正孝  
城戸 利美 久保 正 柴原 恵 田中 幹生 鶴田 安明  
中村 数昭 中山 辰也 野口 弘人 野本 英世 濱口 雅洋  
濱口 敏夫 増田 茂 松本 貞幸 三浦 孝路 村田美津枝  
森内 悟己 森保 欣也
- 7 欠席推進委員(2名)  
川添 孝則 山下 和孝
- 8 出席職員  
【農林振興課】 相川課長 田川課長補佐 徳重係長 末永係長 高島係長  
森下農業センター所長  
  
【農委事務局】 向井事務局長 前田事務長 川本農政管理係長 木下農地係長  
赤池主事
- 9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 ただ今から令和4年4月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。また、本日は、報告事項1の「令和4年度 水産農林部事業計画及び予算について」の説明のため、水産農林部より、農林振興課の職員の方に出席していただいておりますので、皆様にご紹介いたします。まず、相川農林振興課長です。続きまして、田川農林振興課課長補佐です。次に、徳重農林振興課企画農政係長です。次に、末永農林振興課営農指導係長です。次に、高島農林振興課農林整備係長です。最後に、森下農業センター所長です。本日はよろしくお願いたします。それでは、議事進行につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項及び農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長にお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、4月の農業委員会総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。座って進行させていただきます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は16名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び、長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。

また、推進委員の出席は22名です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。上川満治委員と松尾隆治委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。本日は、付議事項が6件ございますが、先ほど前田事務長からご紹介がありましたとおり、水産農林部から職員の方に出席していただいております。時間の都合もございますので、先に、報告事項1「令和4年度水産農林部事業計画及び予算について」水産農林部から説明をお願いします。

○農林振興課長 農林振興課の相川です。よろしくお願いいたします。日頃から長崎市の農業振興にご協力をいただき、大変感謝申し上げます。資料に沿って説明をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、資料の1ページをお開きください。1の長崎市水産農林部機構表でございます。こちらには令和4年4月1日現在の「長崎市水産農林部機構表」を掲載いたしております。水産農林部は、60名で構成されておまして、前年同様4課で構成をしております。次に資料の2ページをお開きください。2ページからは水産農林部の事務分掌でございます。3ページは、私ども農林振興課の分掌事務になっております。後ほどご参照ください。資料

の4ページでございます。A3の表になりますけれども、これは昨年、皆様方にもご協力いただきまして策定いたしました、第二次長崎市農業振興計画前期計画のダイジェスト版になります。これにつきましては、一番上側に記載をしておりますけれども、計画期間が令和4年度から令和7年度ということで、それと3の下に記載しております基本施策といたしまして、「次世代につながる農業を育てます」というところとで、左側になりますけれども、個別施策といたしまして、次世代を担う多様な経営体を育成する「産地・担い手」、それと、地域と連携して安心して農業を営める環境づくりを進める「地域・環境」、異業種などとの連携で長崎ならではの農産物の消費拡大を図る「販売・消費」、そういった個別施策を支点としまして、左側から右側に移りますけれども、7つの取組方針、それと23の取組内容、こういったところを視点に置きながら推進を図っていきたいというふうに考えております。次の5ページには、主な取組指標、それと、計画の推進体制など記載をしております。なお、今、冊子の印刷をかけておりまして、5月の農業委員会の折、この農業振興計画の本編を皆さんにお配りしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

次に6ページになります。こういった計画に基づきまして、令和4年度の予算の主な取組についてご説明したいと思います。まず6ページの1番からになりますけれども、1番目は、企業の生産拡大のために国庫事業を活用するために、補助「農業振興施設整備事業費補助金 担い手農家支援施設」というものを今回上げております。それと、2番目ですけれども、各生産部会を中心にこれは、国や県の事業を活用する単独の「農業振興施設整備事業費補助金 担い手農家支援施設」という名称で上げております。それと、3番目になりますけれども、出島ばらいろ等、素牛購入のための資金の預託、利子補給のための「農業金融対策費」それと4番目ですけれども、びわ「なつたより」の生産規模拡大のための「長崎びわ生産推進事業費補助金」、次の7ページに移りますけれども、これにつきましては、就農初期の支援であります「農業次世代人材投資資金交付金事業費」、6番目も同じような事業でございます、「新規就農者育成総合対策事業費」、それと、50歳以上65歳未満を対象といたしました、7番目になりますけれども、「中高年新規就農者給付金事業費」、それと、8番目につきましては、農業後継者を対象とした、「経営継承・発展等支援事業費」、次に8ページに移りますけれども、農業未経験者の入口対策としまして、農業センターで休日の「農業チャレンジ塾」というのを開催しますけれども、こういった費用を9番目にあげております。それと、次に新規就農者の生産基盤拡大などハード事業的なものですが、10番目に「農業振興施設整備費事業費補助金」の「農業新規参入促進施設」ということで、ここまでが、産地・担い手を育成するための主な事業ということで、今年度事業費の予算化をさせていただいております。

更に、8ページの中ほどになりますけれども、地域・環境の取組みといたしまして、市街地を含む生活環境被害対策をしっかりと進める「有害鳥獣対策費」、それと、新たな取組みになりますけれども、市民団体と協働して、ドローンを活用して対策を進める市民提案型の協働事業実施費といったものを今年度上げさせていただいております。

次に9ページになりますけれども、これは皆さまにご協力いただいた人・農地プランの実質化の経過を含めて、今年度について、若干ご説明をしたいと思いますけれども、1の

概要のとおり、平成24年から25年にかけて、プランを策定し、2の実質化プランの作成状況のとおり、令和元年度から令和3年度にかけて、26集落で策定を進めております。これを受けて、9ページの一番下段になりますけれども、3実質化プランの策定後の取組みということで、今後、策定時に把握した対象農地につきまして、所有者の意向把握を行い、確認をしながら、将来的な経営農地、「残すべき農地」をしっかりとストックして、集落の实情に応じて農地中間機構を通じた貸借、小規模、又は大規模の基盤整備を進めながら、中心経営体などへ農地の集約を進めたいとしております。

10ページですけれども、10ページは、今回の農業振興計画の中の重点的取組みの1ページをお示ししております。これも先ほどのページと同じように農業振興計画の中でも、しっかりと位置づけをしております。

11ページをお開き下さい。11ページは、農業新聞等でもかなり出ておりますけれども、人・農地プランの推進につきまして、1、国の動きとしまして、令和4年3月に法律案が国会に提出されているという状況で、今後につきましては、まだまだ情報が足りない状況なんですけれども、地域計画というものを策定するために農地を明確化するために地図化を求めるような動きがっております。法律案が確定すればこういったものを策定しなければいけない話になってくるんですけれども、といいながらも実質化については昨年度策定をしまして、これに応じて、今年度何をやるかという部分が今ありますので、これについて、11ページの2の今年度の推進についてということで、若干記載をしております。この2の「今年度の推進について（将来的な経営農地のストック）（案）」にありますように、人・農地プランの話し合いで示された、残すべき農地の候補の中から将来的に営農が可能な農地の選定を行うための現地調査の実施や活用方法の検討、それと、農地所有者の農地中間管理機構への貸付意向の確認を行い、所有者の意向が取れた農地につきましては、農地中間管理機構への貸付申込の届出を進めることで、将来的な経営農地としてのストックを図りたいというふうに考えております。皆様方と集落懇談会を行って、実際に航空写真を皆さんにお見せして、地元の方が「ここは守っていかねばいけない」と丸つけをやった作業を皆さん覚えていらっしゃると思います。そこが集落での守るべき農地ということで、私達も捉えていますので、そこをしっかりと今年度明確化して、できればやはりここをストックするような段取りをしていきたいと、まあ、ストックと言いましても、どういったふうによこの農地を抑えるかという部分がありますので、そういったところも含めて、大きな話として、交通整理を皆さんと一緒にやっていければなと考えております。これが、国が進めているような動きにも繋がるようなこととなりますので、今後になりますけれども、十分に皆さんと協議を進めながら、具体的な取組みやスケジュールの調整を図って参りたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

それと最後に細かい事例で申し訳ないんですけれども、令和3年度の農地等利用最適化推進施策に関する意見書について、昨年度皆様方から意見書をいただいて、12月の本委員会で私のほうから回答した内容でございますけれども、その後の状況につきまして、この資料にお示しをしています。その後の状況につきましては、表の一番右側になりますけれども、取組状況（実績など）、令和4年4月時点ということで、細かく記載をしています。

---

取組み状況と実績ということで二段構えで、お示ししております。今回は時間の都合もありますので、細かい説明については割愛させていただきますけれども、大きくはこの1ページにつきましては、皆様方からの担い手の農地利用の集積・集約化、それと、遊休農地の発生防止・解消、それと、新規参入の促進・担い手の確保というものが意見書として出ております。いずれにつきましても、農地中間管理機構、県央振興局、それとJAなどの関係機関と私どもが連携して、日々、利用集積、担い手の確保、就農のサポートを進めておりますので、そのようなところの回答をさせていただいて、その結果として、例えば農地中間管理事業を使った集積面積というのが、昨年度で言いますと、約12ha位実績があがっております。それと、新規就農に補助金を使って関わっている50歳未満の方が18名、50歳以上の方で言うと4名、計22名ということで、そういった実績をお示ししております。それと、2ページの中ほどの下には、人・農地プランの実現についてのご意見が出ておりました。これにつきましては、先程、私のほうから説明をした内容に沿って今年度やっていきたいということで、そのような内容も記載させていただいております。それと、3ページ、有害鳥獣対策ですけれども、これも求められる話というのが、国の制度改善、そのようなところの話が重々ありましたので、このようなところは従来要望を重ねておりますけれども、今後も継続しながら対策の充実に努めていきたいというふうに考えております。それと、最後に基盤整備の推進というのがこの中にありますけれども、これにつきましては、現在進めております小規模基盤整備の実施それと、大規模基盤整備の候補地の確定の2局面で今作業を進めておりますので、こういったところが早期実現できるよう、地域の皆様と関係機関とともに取り組んでいきたいと考えておりますので、今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、水産農林部から説明がございましたが、この件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

○委員 1ページの機構表の中で、今回課長補佐がつけられていますが、今年からですか。それと、農林整備係に名称が変わっている、前までは林務係でしたかね。と言うのは、去年や一昨年がずっとコロナ禍で人・農地プランの縷々、色々な説明会とか協議とか各地区でされていると思うんですけども、セッティングをしながら進めているんですけども、なかなか、乗ってくれない。行政サイドもお手伝いして色々説明会等もしたんですけども、要はこういう地形だから、今説明があったようなモデル地区ではないんだから中山間地で合わないという意見がいっぱいあるわけですよ。ここの意見書にもあったように小規模の基盤整備とか何とか検討していくということなんですけれども、先が全然見えてこないし、何かこう、燃えてこないというか雰囲気盛り上がってこないものだから、もう少し中に入ってもらって、あるいは農協と連携して、少しでも進むような農業施策を考えているんですけども、何か良い資料ございますか。

○課長 基盤整備の件でございますけれども、先程私が説明したとおりでございます、

小規模基盤整備の実施と、それと大規模基盤整備地の候補地の確定ということで、2つ大きな話をさせていただきました。今、現実の話をするれば、今日、関係する農業委員さんもおられますけれども、小規模基盤整備については、茂木北部、東長崎を含めた形で一部、そういった候補地を、セッティングをして、ある程度皆さん、地域の方のご了解をいただいて、具体的に言いますと、ハウスの設置をして、若干の狭地直しをしてということで、そういった地形に合わせた小規模基盤整備の検討、実現を進めています。そこが、城戸委員が言われるモデル地区になるのかどうかわかりませんが、まずは形を見せることが必要だということで、そこは市の方もそうですけれども、JAも県もそこを中心に今進めているところです。そのようなところが叶うとなれば、次に取り組むというような話になりますので、まずはそこを今年度はしっかりやっていきたいというふうに考えているところなんですけれども、委員の中尾地区も農業センターも相当関わって、色々な局面で地域を盛り上げるような取組みをしっかりとされているということは私も理解しております。そこから、これからどのように進むべきか、ということは、先程私が申しましたモデル地区のところと通じるものがあるかと思っておりますので、そういった、成功事例を交えながら今後話を進めていかなくてはならないと思っておりますし、中尾地区についても、別途、私たちも関係機関とどういったふうに進めていく、適地があるのか、ということで検討して委員に個別にお伝えしていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員 ありがとうございます。高島係長、ちょっと質問なんですけれども、農林道の維持管理などの予算は今まで地域整備課で出していたんですけれども、その辺の予算の流れはどうなっているんですかね。

○課長 私が答えていいですか。まず、機構の話なんですけれども、本来であれば昨年話をしなければならなかったんですけれども、林務係というのが、一昨年前までありました。総合事務所との事務分担のやり取りの中で、農林道関係、農林業施設については、予算等も含めて水産農林部ということで変更になりました。名称も林務係と各総合事務所で行っていた農林道を含めた農林業施設の分について、こちらの方に集中させるということで、名称を変更したということです。それで実際言いますと、大きな補助に関わる分などの整備については、私たち水産農林部で行い、若干の修繕などについては、予算の再配当をして総合事務所でやっていただくということで、大きな分については水産農林部、地域で不具合があっている分については総合事務所、というような役割分担でしています。ただ予算については、水産農林部でしっかり取ってやる、というふうになっています。それで、1年やってみて、皆さんお分かりだと思っておりますけれども、非常に災害が多くて、私達も業務のやり取りで苦労しているところがありまして、そのようなところも含めて、万全な体制ということで、今年度、課長補佐の配置をして、より農林道関係の業務についても安定化させようということで、体制強化を図ったところです。以上でございます。

○委員 長崎大水害から40周年になりますので、また来ると思いますので、万全の体制

でお願いしたいと思います。

○議長 他にございませんか。

○委員 今の件に関連しますけれども、私が今運営委員をしております、2年間東部地区の整備などの意見を言っているんですけれども、全然、何の進捗もないんですよ。何か早くしないと、今が一番いい時期ですので、何か一つでもアクションというか進展するように、全然そういうものがないからですね。今、厳しい状況ですけれども、東部地区においては、今が一番大事な時期ですので、新幹線でも関連事業でもそういったものでもいいですので、予算を取ってもらって、よろしくをお願いします。

○課長 今、委員がおっしゃったとおり、私も東長崎地区については、日々、ことあるごとに会議については、出席させていただいて、地元の意見というのは私も重々分かっているつもりでございます。基盤整備なんですけれども、なかなか全体的にすぐ広げるといいうことはできなくて、数年前の話をする、ある地区においては、形はあるけれども、担い手がないとかいったところで頓挫した事例もあって、そのような話になるとなかなか難しいところも、私たちの反省もあって、今回小規模基盤整備についても、やれるところからやろうということで、整理をしたところでございます。ただ、今やっている所は、東長崎地区の中の一部、今回関係する委員がいらっしゃる所でやっているんですけれども、その前に後山委員も入った中で、東長崎地区全体を一応皆で眺めて、候補地というのを割り出した訳ですよ。その中で、やれる所というのは、優先順位が高いというのが今やっている所になりますので、まずはそこからやりながら、次に広げていくというのがですね、やはり体力的にも産地の方もや担い手の方にも取り組みやすいというのが、そのところも重々鑑みたくやっていますので、その状況を見ながら広げていくというような形が一番いいのかなということで、今、やっておりますので、今後現川についても、当初の候補地として眺めた形で私達もやっておりますので、やりながら進めていく中で整理をしていければと考えております。よろしくをお願いします。

○議長 いいですか。今、言われましたように、これからの長崎市の農業を維持していく、また、残していくためにも、新規就農者も50代以上の方がかなり増えてきておられるし、それより下の人もよそからも入ってきておられますので、やはり、人・農地プランの中でも、優良農地の確保ということが一番大事だと思うんですよ。担い手の確保もですね。だから、私は、内容まで色々踏み込んで言う必要はないけれども、やはり、農林部の中に専門の職員をちゃんと一人置いて、その人が専任してやらないと、課長が全部あちこちやるのも大変ではないかなと思うんですよ。ですから、やはり、色々な農協との交渉とか、県との交渉もありますので、専任をピシッと立てて、やられてはどうかと、私からの提案ですけれども、どういうふうにご考えておられますか。

○課長 今、具体的に言いますけれども、春日・潮見で小規模基盤整備、琴海の大平ということで、そこは大きな整備なんですけれども、2つを何とかしようということでやっています。現実を言いますと、一人担当は置いているんですよね。それで、なかなか担当がいても整備となると、JAの力も借りなければならない、県の技術の力も借りなければならないということで、そこは今、定期的に協議をしております。皆様やはり心配されるのは、いくら待っても形が見えない、と思われていると思いますので、そこは、今年度はしっかり気合を入れて進めていきたいと思っておりますので、なんとか今取り組んでいる小規模基盤整備から波及をさせたいと、それと、琴海大平については、区域確定をはっきりさせて県との協議をしっかりとできるように、そういうところまでは持ち込みたいというふうに考えておりますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。

○委員 有害鳥獣のことで提案というか申し上げたいんですけれども、国の補助と市の補助、2パターンありますけれども、実績を見ますと、130件と317件、ということで市の単独事業の方が多く訳ですね。国の補助としては、ワイヤーメッシュ、支柱、括り、この3点セットがつきますので、断然いいと思うんです。しかし、数として、市の補助が多いということは、国の補助の申請は、3軒組まなければならないというのが、一番のネックになっているようです。これを国としても、単独、一人ずつで申請できるようにできないものでしょうか。お尋ねします。

○課長 国の事業ですけれども、有害鳥獣対策に限らず施設整備、例えばハウスを整備するにしても、集団の事業ですので、3戸以上という限定は、どの事業も変わりません。ただ、例えばハウスを整備するのに、新規就農者の方等は一定の要件を満たさなければならないんですけれども、一戸ということはあるんですけれども、それはまれな事例で、全体的な話をするとやはり3戸以上という話になっています。市の単独事業と国庫の事業の違いなんですけれども、この市単独の事業については、農作物被害と書いておりますけれども、その下に生活環境被害対策とありますよね。これは自治会対応なんですけれども、この農作物被害についても本来は、市街地の周辺の家庭菜園と言いますか、そういった所を中心を守るための整備から始まっています。これは、1戸以上で250mという制限をかけているということで、要はイノシシが、家庭菜園を狙って入ってくるということがあって、そこをまずは食い止めようというところからはじまった事業なので、本格農業と言いますか、皆さん専業でやっている方については、やはり国庫の活用を優先していただきたいと考えております。ただ、国庫もご存じだと思いますけれども、3戸というのはなかなか難しい、ただ、メーター制限はない、全てフルセットで支給できるということで、やはり農業者が関わるとなれば、集団で関わらなければならないという話になりますので、そういったところからこの3戸というのは、国としても崩せないという状況でございます。以上です。

○議長 他にございませんか。ないようでしたら、水産農林部の職員の方には、大変お忙

---

しい中ご出席いただき、ありがとうございました。この後の予定があるとのことですので、ここで退席されます。

一 水産農林部職員退席 一

○議長 それでは総会を進めさせていただきます。第1号議案「令和4年度農業委員会事業計画案について」事務局から説明をお願いします。

○係長 それでは、第1号議案「令和4年度 農業委員会事業計画（案）について」ご説明させていただきます。議案書の表紙を1枚めくっていただければと思います。長崎市農業委員会において令和4年度に実施する事業の概要及びスケジュールについて決定する必要があるため、本議案を提出するものです。次のA3の資料をご覧ください。まず1、農業委員会の運営及び活動ですが、(1)総会等の開催につきましては、記載のとおりでございます。(2)農業委員会の活動計画の策定等につきましては、①につきましては今ご説明させていただいております本事業計画を策定することになります。それから②、③に記載のとおり令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、及び令和4年度の最適化活動の目標の設定等について、来月5月の総会でご審議いただき策定することになります。この②と③につきましては、農業委員会等に関する法律第37条に基づき公表する必要がありますので、毎年度、長崎市のホームページで公表し、長崎県を通じて九州農政局へ報告することとなっております。なお、④の令和5年度最適化活動の目標の設定等につきましては、今年2月に農林水産省経営局から発出された「農業委員会による最適化活動の推進等について」の通知に基づき、毎年3月末までに設定し、4月末までに公表することとなっております。次に⑤ですが、例年どおり、委員の皆さんの活動内容を活動記録簿に記載していただく必要があります。3月の総会の折にもご説明いたしましたが、皆さんの営農活動や生活が農地利用最適化活動に結びつく場合がありますので、見たこと、聞いたことをどんどん記載していただきますようお願いいたします。なお、毎月の活動日数の目安等につきましては、後程その他の事項で改めてご説明させていただきます。記載した活動記録カードは活動記録セットから切り取っていただき、例年どおり毎月の総会時に事務局へ提出をお願いします。

次に、2、農地等の利用の最適化の推進についてですが、これは、農業委員会が取り組むべき業務として農業委員会等に関する法律に明記されているもので、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等にかかる活動について記載したものになります。(1)の担い手への農地利用の集積・集約化につきましては、長崎市やJA等の関係機関と連携し、先程、水産農林部からも説明がありましたが、実質化された人・農地プランに基づき、集落ごとに選定した守るべき農地について詳細なきめこみを行い、当該エリアの農地の所有者等に意向調査を行うなど、守るべき農地の集積・集約化を進める土台となる地図の作成の準備をしていく必要があります。また、取り組みを行うにあたって、集落内で話し合いを行う際は、それぞれの地区の委員の皆さんが中心的な

役割を担っていただくこととなります。(2)の遊休農地の発生防止・解消としまして、①の遊休農地の解消への取組についてですが、この件につきましては、後程、報告事項③において説明しますが、地域の中で委員の皆さんが実施している遊休農地の解消や発生防止の活動事例について集約させていただき、他の地区にも共有し、活動を広げていければと考えております。②の農地利用状況調査・農地利用意向調査につきましては、例年どおりの取組を行っていくこととし、詳細についてはその都度ご説明させていただきます。また、8月を違反転用防止強化月間として、ポスターの掲示や広報ながさき等による周知を行ってまいります。③の非農地判断業務につきましては、再生困難な農地について、毎月、農業委員会総会の議決を経て、非農地判断を行い、所有者、その他関係部局へ通知を行います。④の遊休農地対策検討委員会につきましては、農地利用状況調査の手法や遊休農地所有者等への指導方法の検討のほか、遊休農地の有効な解消策等について検討するため、11月と3月の2回開催する予定としております。

(3)の新規参入の促進につきましては、新規就農者や新規参入者への相談活動や関係機関との情報共有に年間を通して取り組むこととしております。なお、今年度から委員の皆さんの活動目標として、「県・市等が実施する新規参入相談会」へ参加することが位置づけられております。本日、議案書等とは別に「2022年度長崎県農業法人就職・就農相談フェア」の開催についての文書をお配りしておりますが、当該相談会について参加可能な方は参加をお願いいたします。なお、参加される方は、事務局も同行しますので、事前に事務局までご連絡いただきたいと思います。行って何をするのかということ、農業会議に確認したんですけれども、委員さんたちが何かしないといけないということではなくて、行って新規就農者の方やその場の雰囲気を見ていただければ、それでいいということなので、都合がつけば気軽に参加をお願いします。

この(1)から(3)につきましては、(4)に記載のとおり、ながさき農業委員会1・1・1運動として、県下全農業委員会の農地等利用の最適化への実践活動として、重点活動や数値目標を設定し、統一した取り組みを行うこととなっております。令和4年度の取り組み内容や数値目標につきましては、決定次第ご連絡させていただきます。次に(5)の農地等利用最適化推進施策の意見書につきましては、今年度も例年通り長崎市長へ提出する予定としております。

資料の裏面をご覧ください。3、農業の担い手育成・支援でございますが、(1)認定農業者等担い手の育成及び確保につきましては、市農林振興課、長崎県、農協などの関係機関で構成する長崎市担い手育成総合支援協議会等と連携を取りながら、認定農業者制度の周知や認定農業者の認定申請の支援などを行い、担い手の育成及び確保に努めます。次に、(2)農業者年金加入促進事務につきましては、農業者年金加入推進部長を中心に、戸別訪問を主体とした加入推進を行い、新規加入者の確保に努めます。なお、昨年度は目標値3人に対し、実績4人の加入でした。今年度の目標値については、決定次第ご連絡させていただきます。次に、(3)長崎市農業者年金受給者協議会につきましては、記載のとおりです。(4)農委だよりの発行につきましては、今年度も年2回発行することとしておりますので農委だよりの編集会議の委員の皆様におかれましては、発行に向けてご協力いただきま

すようよろしくお願いいたします。次に、(5) 全国農業新聞購読推進事業ですが、こちらは今後決定される購読目標部数の達成に向けて活動いただくこととなります。

次に 4、組織の改革推進でございますが、(1) につきましては、委員の皆さんの活動における課題や諸問題を事務局としての課題を解消するため、関係機関との連携を検討していく体制を強化していきます。(2) の研修につきましては、県農業会議主催の研修が8月～11月の期間のいずれかで開催される予定となっております。また、他都市への視察研修ですが、今年度は視察に伴う予算を確保することができておりますので、当該予算を活用し実施する予定としております。視察先や日程につきましては、今後調整していきたいと考えておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、実施が難しい場合もあると予想されますので、状況に応じて判断していきたいと考えております。(3) 農業委員会サポートシステム等の運用についてですが、当該システムは農林水産省が管理する全国共通システムで、令和4年4月1日から運用が開始されたもので、農地や農業者の情報を随時更新していくとともに、農地の情報等をインターネット上で公開していくこととなります。また、今年度、推進委員の皆さんに導入する予定のタブレット端末についても、このシステムと連携されることとなっております。導入後、有効に活用できるよう、操作研修等をしっかり行っていきたいと考えております。

最後に、5、その他の事務事業といたしまして、記載のとおり 4 つの事業を実施することとしております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ事務局から第1号議案について説明がありましたが、この件について、何かご意見・ご質問などはございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様方にお諮りいたします。第1号議案について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ご承認いただきましたので、今年度の農業委員会の事業につきましては、計画のとおり実施していきたいと思っております。なお、各委員におかれましては、これらの事業や農地利用の最適化を推進するために個々の計画を立てて、各地域での委員会活動を行っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。続きまして、第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局から議案の説明と地区担当推進委員から現地調査の報告をお願いします。

○係長 それでは、第2号議案1番についてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。本件は、古賀町の〇〇さんが所有する、古賀町の農地1筆641㎡について、古

賀町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が農業経営の規模縮小のためであり、譲受人が農業経営の規模拡大のためでございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。古賀小学校の北側に位置しております。次が、拡大したのになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は3人で880日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が24,479.07㎡であり、下限面積3,000㎡の要件を満たしております。現地調査につきましては、〇〇推進委員から報告をお願いします。

○委員 それでは現地調査についてご報告いたします。4月19日に私と〇〇農業委員、そして事務局とで現地確認を行いました。申請地については樹園地で、みかんの栽培を予定しているということでした。また、第7号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第2号議案について説明と現地調査の報告がありました。この件について何かご意見、ご質問などはございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第2号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案につきましては、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」事務局から議案の説明と地区担当推進委員から現地調査の報告をお願いします。

○係長 それでは、第3号議案1番についてご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。本件は、高浜町の〇〇さんが所有する高浜町の農地2筆について、資材置場用地の目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。高浜海水浴場の東側に位置しております。次が、拡大したのになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画図でご

ざいます。〇〇さんは建設業を営んでおり、建設用資材や工事車両の駐車場として利用する計画となっております。申請地は隣接する市道より道下になっており、南西側にL型擁壁を設置、し西側は土羽により土砂を入れ砂利敷で整地する計画となっております。雨水排水につきましては、U字溝を設置し道路側溝に放流し、汚水、生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、〇〇推進委員より報告をお願いします。

○委員 それではご報告いたします。4月15日に〇〇農業委員と事務局2名とで現地確認を行いました。被害防除計画のとおり、申請地の南西側に宅地があり、西側は本人の農地が下にあります。北東の農地との隣接部分は、進入路として使用しますので、あと、雨水につきましては、道路と宅地の境界の側溝に流れます。他に特に問題になることはないと思いますので、報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第3号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、この件について何かご意見、ご質問などはございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」事務局から議案の説明と、地区担当の推進委員から現地調査の報告をお願いいたします。

○係長 それでは、第4号議案1番についてご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。本件は、蚊焼町の〇〇さんが所有する蚊焼町の農地1筆について、娘の夫である為石町の〇〇さんが住宅建築の目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。蚊焼小学校の北東に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、水道管及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であり、おおむね500m以内に教育施設及び医療施設がある、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画図でございます。当該地は傾斜地でありますので、東側にL型擁壁、西側は腹付擁壁を設置し、盛土と切土により宅地造成を行います。雨水排水につきましては、道路側溝に放流し、汚水、生活雑排水は公共下水に放流いたします。

---

次が、擁壁の断面図と展開図です。上が断面図、中より下が展開図になっております。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、〇〇推進委員より報告をお願いします。

○委員 現地調査についてご報告いたします。4月15日に私と〇〇農業委員、そして事務局とで現地確認を行いました。被害防除計画のとおり、申請地は、住宅と市道及び赤道に囲まれており、隣接する農地はありません。また、雨水排水の状況、境界等特に問題はないことを確認いたしました。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第4号議案についての説明と現地調査の報告がありましたが、この件について何かご意見、ご質問などはございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第4号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案につきましては、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第5号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成について」事務局から議案の説明と地区担当推進委員から現地調査の報告をお願いします。

○係長 それでは、第5号議案1番についてご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。本件は、長浦町の〇〇さんが所有する、長浦町の農地1筆2,428㎡について、西海町の〇〇さんが3年間の賃貸借により利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、4,165㎡となり、利用につきましては花きの栽培を行っております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長浦小学校の西側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、〇〇推進委員から報告をお願いします。

○委員 現地調査についてご報告いたします。4月18日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請は利用権の再設定を行うもので、利用については、既に花きの栽培をされております。また、現地につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○係長 続きまして、2番についてご説明いたします。本件は、琴海村松町の〇〇さんが所有する、琴海村松町の農地2筆546㎡について、琴海村松町の〇〇さんが5年間の賃貸

借により利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、4,189㎡となり、利用につきましては野菜の栽培を行っております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。オーシャンパレスゴルフクラブの対岸西側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、〇〇推進委員から報告をお願いします。

○委員 現地調査についてご報告いたします。4月18日に私と〇〇農業委員、そして事務局とで現地確認を行いました。申請は利用権の再設定を行うもので、利用については普通畑予定しております。また、現地につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○係長 続きまして、3番と4番につきましては、関連がございますので、併せてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。3番は、船石町の〇〇さんが所有する、船石町の農地1筆1,190㎡について、船石町の〇〇さんが5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、8,318㎡となり、利用につきましては花木や植木の栽培を予定しております。

続きまして4番は、船石町の〇〇さんが所有する、船石町の農地2筆1,893㎡について、中里町の〇〇さんが20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、1,893㎡となり、利用につきましては野菜の栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。船石公民館の南東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。こちらが3番の〇〇番の写真、次が4番の写真になります。現地調査につきましては、〇〇推進委員から報告をお願いします。

○委員 現地調査についてご報告いたします。4月19日に私と〇〇農業委員、そして事務局とで現地確認を行いました。3番の申請は、利用権の新規設定を行うもので、利用については植木用の苗木の栽培予定しております。4番の申請は、利用権の新規設定を行うもので、利用については普通畑を予定しており、タマネギやジャガイモなどの露地野菜と栗の栽培を予定しております。また、現地につきましては特に問題のないことを確認しております。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第5号議案について説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問などございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第5号議案について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案について、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第6号議案「非農地の判断について」事務局から議案の説明と地区担当推進委員から現地調査の報告をお願いします。

○係長 それでは、第6号議案についてご説明いたします。まず、1番の年次計画案件についてですが、議案書の6ページから11ページにかけて掲載しております。議案書の10ページをご覧ください。10ページの表に集計をしておりますが、対象地は神浦上道徳町、神浦下道徳町の217筆、54,899㎡でございます。調査対象範囲につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。神浦上道徳町、神浦下道徳町の全体の航空写真になります。次が、拡大した航空写真になります。拡大した航空写真が7枚ほどございます。次が、現地の写真です。現地の写真が、8枚ほどございます。現地の立会いは、令和3年10月27日に〇〇農業委員をお願いしております。なお、補足となりますが、全件とも農地法及び農業経営基盤強化促進法による権利の設定等はないものでございます。

続きまして、第6号議案2番からの個別案件についてご説明いたします。議案書は12ページをご覧ください。表の下の方に集計をしておりますが、申出件数が4件、合計筆数が6筆、合計面積が2,179㎡について、非農地通知申出書が提出されております。

2番は、福岡県遠賀郡岡垣町の〇〇さんが所有する京泊3丁目の農地1筆で、面積は80㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査については、〇〇推進委員から報告いたしますが、2番から5番までを最後に併せてご報告いたします。

続きまして3番は、畝刈町の〇〇さんが所有する京泊3丁目の農地1筆で、面積は654㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。

続きまして4番は、京泊3丁目の〇〇さんが所有する京泊3丁目の農地2筆で、面積は246㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。こちらが〇〇番の写真、次が、〇〇番の写真になります。

続きまして5番は、三重町の〇〇さんが所有するさくらの里3丁目の農地2筆で、面積は1,199㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。こちらが〇〇番の写真、次が、〇〇番〇の写真になります。現地調査につきましては、〇〇推進委員から報告をお願いいたします。

○委員 2番から5番の現地調査についてご報告いたします。4月18日に私と〇〇農業委員、そして事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており、農地への復元は困難な状況でした。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から第6号議案について説明と現地調査の報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第6号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第6号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項2「令和4年度農業委員会予算等について」事務局から報告をお願いいたします。

○係長 それでは、報告事項の資料の1ページをご覧ください。農業委員会における令和4年度一般会計当初予算でございます。令和4年度予算額のほか、前年度との比較を記載しております。令和4年度の予算総額は表の1番下の欄に記載のとおり3,860万9千円で前年度と比較しますと、279万5千円の増となっております。主な増減の要因についてですが、増の要因としましては表の3番の農業委員・推進委員活動費の活動諸費において、タブレット端末購入に伴う経費及び視察研修に伴う経費を新たに計上したことなどにより258万4千円の増となっております。減の要因としまして、表の5番、農地情報管理システム運営費において、農地台帳システムの保守業務委託がなくなったことなどに伴い、22万4千円が減となったことによるものでございます。資料2ページから4ページには令和4年4月1日現在の事務局職員の事務分掌を記載しておりますのでご参照ください。報告は、以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆様からご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、報告事項3「遊休農地対策検討委員会について」〇〇委員長から報告をお願いいたします。

○委員長 それでは、3月30日の午後4時10分から開催しました、第2回遊休農地対策検討委員会についてご報告をいたします。出席者は、委員11名のうち10名でした。議題といたしまして、1、令和3年度農地利用状況調査結果について、2、令和4年度農地利用状況調査について、3、その他について協議をいたしました。まず、令和3年度の農地利用状況調査の結果の報告を受け、今年度の調査方法等について協議いたしました。農地の利用状況調査は、大変な作業となりますが、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。詳しくは、事務局の方からあとで説明していただきますのでよろしくお願い致します。以上、簡単ですが報告を終わらせていただきます。

○議長 それでは引き続き事務局から資料等の説明をお願いいたします。

○係長 それでは、報告事項3、第2回遊休農地検討委員会についてご説明させていただきます。資料の2ページをご覧ください。令和3年度農地利用状況調査結果につきましては、昨年11月の総会で速報値として報告させていただきましたが、今回は令和3年度の確定値を報告させていただきます。表の最下段の左端をご覧ください。全体の集計を掲載しております。調査対象となった農地が、長崎市全体で144,885筆・約5,600haでございます。このうち表①の耕作中の農地は、市域全体で55,046筆・約2,440haで対象面積に対し44%の面積となっております。次に、表②の荒廃農地のA分類は、市域全体で9,877筆・約390haで対象面積に対し7%の面積、表③の荒廃農地のB分類は、79,962筆・約2,770haで対象面積に対し49%の面積となります。それぞれの地区の状況につきましては、後ほどご確認いただければと思います。次に3ページには比較表を掲載しています。これまでは前年度との比較のみを行っていましたが、第1回の検討委員会でのご意見を反映し、今回は過去5年間の比較を行う資料に変更しております。また、4ページから6ページには、過去5年間の数値をそれぞれの地区ごとにグラフ化したものを掲載していますので、こちらも後ほどご確認ください。続きまして、7ページから17ページにかけては、令和4年度農地利用状況調査についての資料を掲載しております。令和4年度の農地利用状況調査につきましては、昨年10月に野帳の配付を行い、現在調査を行っていただいておりますが、6月を目途に調査を終了していただき、6月の総会おりに野帳の提出をお願いしたいと思います。次に資料の最後のページをご覧ください。地域で実施している遊休農地の解消や発生防止の活動事例ということでアンケート用紙になっております。現在、遊休農地の解消につきましては、利用状況調査や意向調査の結果を踏まえ、中間管理事業による利用権の設定等により、その解消を図っておりますが、各地区では農業委員さんや推進委員さんが遊休農地を活用して、花きの植栽を行ったり、児童生徒を対象にした農業体験学習など様々な活動を行っていると聞きしております。事務局では、そのような活動の状況を把握したいと思ひまして、先月、第2回の遊休農地検討委員会の中で委員の皆様方に活動状況を伺ったところ、各地区で様々な取り組みがなされているとの話があり、総会の折に委員の皆様方に聞いてはどうかとの意見をいただきましたので、アンケート調査をさせていただくこととなりました。アンケート用紙にいくつか活動事例を記載しております

が、①生活道路に隣接する遊休農地の除草を行っているとか、②地域の児童生徒を対象に体験学習を実施している、③遊休農地を活用し花の植栽を行っている、④中山間直接支払交付金を活用し、農地を管理・遊休農地の発生防止に取り組んでいるなど、個人で行っている小さな活動から、自治会や様々なグループで行っている活動、何でも結構ですので活動事例を報告していただければと思います。また、現在は行っていない活動でも、以前はこんなことをやっていたというような活動があれば、それも併せて教えていただきたいと思います。報告していただいた活動状況につきましては、事務局で整理をいたしまして、各地区で実施している遊休農地対策の活動事例として、皆様方に情報共有を図り、今後の各地区での活動の参考にさせてもらいたいと考えております。アンケートの回収につきましては、来月の総会の折に提出していただきたいと思います。ご協力のほどよろしくお願いいたします。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆様からご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、報告事項4「事務局長専決事項の報告について」事務局から報告をお願いいたします。

○係長 報告事項4についてご報告いたします。報告事項の資料の1ページから2ページをご覧ください。農地法第3条の3の規定により、相続の届出が義務づけられているもので、先月は、9件の届出がありました。続きまして、資料の3ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の市街化区域内での転用の届出が、1件提出されました。続きまして、資料の4ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の市街化区域内での権利の移動に伴う転用の届出が、3件提出されました。合計13件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項5「長崎県農業会議常設審議委員会について」、私の方から報告いたします。会議は、4月8日に開催されました。資料は、5ページと6ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項1「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項2「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」事務局から説明をお願いいたします。

○係長 それでは、資料の1ページをご覧ください。令和4年度の目標部数については、

---

まだ決定ではありませんが、141部となる見込みです。現在の購読部数は先月の報告以降新規と中止がそれぞれ1件ずつございましたので、合計は125部となっております。今年度も目標達成に向けてご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次にその他の事項2について説明させていただきます。資料の2ページと3ページに令和3年度下半期の活動記録集計表を記載しておりますのでご参照ください。また、今年度も例年どおり、記載した活動記録カードは活動記録セットから切り取っていただき、毎月の総会時に事務局へ提出をお願いします。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、その他の事項3「令和4年度最適化活動の目標の設定等について」事務局から説明をお願いいたします。

○係長 それでは、その他の事項3について説明いたします。資料の1ページをご覧ください。国のガイドラインに基づき長崎県における進め方について、長崎県農業会議が作成した資料になります。4月13日に琴海地区で説明した後、国から通知があった関係でその時の資料と少し異なっている分と、その時に説明ができていなかった分もありますので、その辺りも踏まえて琴海地区の委員の方には、聞いていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。まず、ガイドラインに求められているものとして、目標の設定とその目標達成の基となる活動の記録の作成等が示されています。委員の皆さんにおかれましては、4月初旬に配付しました活動記録簿に活動内容をご記入いただいているところですが、活動目標として活動日数が設定されておりますので、まずこのページの(2)部分、それから資料2ページから5ページに記載のとおり、これまで記録していなかった何気ない活動もどんどん記録していただきますよう改めてお願いします。資料6ページをご覧ください。活動日数目標の設定の考え方ということで、資料に例1と例2ということで記載がございます。どちらの例も、最終の実績日数が8日となっておりますが、例1については活動目標を7日と設定した場合、例2については9日と設定した場合になっており、例1の方は合計は目標日数が低かったことによって17点で、右側を見ていただいたら「目標に対して期待どおりの結果が得られた」という評価になりますが、例2のように活動日数を9日として実績が8日、要は目標を下回ったという場合については、点数が13点となって右側の評価のほうが、「目標を下回る結果となった」となり、得られるポイントと評価に差が生じる仕組みになっています。また、もう一つ、赤の枠で書いてある部分なんです。委員の皆さんの年額報酬の基となる最適化交付金の令和4年度の概要について、先日、国から説明があり、ガイドラインと最適化交付金とでは評価点の取り方が異なってくるので注意するようという通知がっております。

資料の7ページをご覧ください。四角の枠の②に記載のとおり、ガイドラインの基準は、設定した目標に対するものになっていますが、最適化交付金の基準は、実績が基準となり、その実績が10日を上回るか、下回るかによって交付金が配分されることとなります。また、③に記載のとおり実績日数に対するポイントの配分も異なっております。さらに、資料の一番下に記載のとおり最適化交付金は全国の委員の平均実績と比較して配分することになっていることについても国から説明が示されております。

資料の15ページのA3の資料をご覧ください。ガイドラインと交付金の点数配分の違いをあらわした資料になり、左側がガイドライン、右側が交付金の算定表になっております。資料の中ほどの右側の黄色でマーカーしている部分に注意事項として記載があるんですが、推進委員等の活動日数が、ゼロとなった月が生じた場合は、最適化交付金の交付要件を満たさなくなるので注意してくださいということでの通知がっております。また、ここには記載されておりませんが、年の平均で5日以下の活動日数になった推進委員等については、当該交付金の算定から除外することとされておりますので、併せてご留意いただきたいと思っております。

これらのことを踏まえ、先日の運営委員会でも協議を行い、こういった形で目標を設定し、どのくらい活動していこうかということをお話したんですが、まず、ガイドラインの評価については「期待どおりの結果が得られた」との評価を目指しながら、交付金については10日の基準を満たすようにするため、基本的に目標は低く設定しながらも、実態としては月当たり10日の活動実績を目指す方針でいってはどうかということで、話し合いがされました。

資料の14ページをご覧ください。月10日というのは厳しすぎると感じる方が多数だと思われそうですが、その達成のために、資料の左側の2番目の枠に記載のとおり、週1回程度の活動として、ご自身の圃場に向かう途中で異常がないことを確認するなどの農地の見守り活動と、畦道での立ち話や電話などによる近所の農業者への声掛け活動、この2つの活動を週1回程度行うということ意識していただいて、少なくともこれができるれば、月8日の活動は見込めるのではないかと考えております。それに加えて通常の野帳等に伴う状況調査等の活動や今後選定する守るべき農地の所有者に対する意向調査等を行っていただくことにより、何とか10日の活動を目指していただければと考えております。この週1回程度の見守り活動と声掛け活動についての記録簿への記載例は、活動記録セットの10ページに記載例がありますので、参考にいただければと思います。また、事務局でも各委員から提出された活動記録簿の内容を確認して、全員に事例集として更新して共有していきたいと思っておりますので、後ほどその分は、活動記録簿をお返しする時にお配りしたいと思っております。

まだ、最適化交付金の算出方法等について、国や県から詳細が示されていない状況の中で、委員の皆さんには4月から活動や活動記録簿の記載を実践していただいておりますが、なかなか何をすればよいかわからないということで、結果的に多大な混乱を生じさせていることにつきましては、非常に申し訳なく思っておりますが、まずは、どんどん活動記録簿に日々の活動を記載することの徹底と、週に1回程度「農地の見守り活動」と「農家への

声掛け活動」の2つの活動を意識していただくことをお願いしたいと思っております。

最後に、注意点を2点お伝えしたいと思います。1点目は、資料の9ページ又は活動記録セットをお持ちの方は、活動記録セットの9ページをご覧ください。活動項目一覧表になります。先ほど説明しました、月10日の基準を目指すための対象となる活動は、表の左側の大項目1から6までのうち、2・3・4の活動になりますので、まず、ご留意いただきたいと思えます。なお、2・3・4以外の活動、例えば、3条4条、利用権設定等の現地調査を行った場合は、1の②の項目になりますが、これだけでは、対象の活動とならないので、この現地調査の際に、現地調査の近くの農地の状況を併せて確認したという活動を行い、その旨を記載していただくことにより、3の①のイ、遊休農地解消活動の現地確認の利用状況調査以外の現地確認として位置づけることができるようになっていきます。また、5の②に農業者年金加入普及活動というのがあると思うんですが、この活動に併せて、訪問した方と今後の経営等について話をするることにより、2の①、担い手への農地の集積・集約化の出して受けての意向把握ということでの活動に位置づけることができますので、2・3・4の活動に当てはまるような形で、1や5の活動をした場合も、記載していただければと思っております。わからない部分は、事務局でも、こういうことがあったということで、できるだけ、2・3・4に位置付けるような形で、提出していただいたカードの方に追記をさせていただきたいと思っております。まずは大前提として、2・3・4の活動しか、対象の活動にはならないということをご留意いただきたいと思えます。

2つ目の注意点は、例えば1日の中で複数の違う活動を行った場合、活動記録簿にはそれぞれ記載していただくことになりますが、目標に対する日数は1日としてカウントされることになります。日を分けて活動できるものであれば、できれば日を分けて行っていただければと思えます。この場での説明だけではなかなかわかりづらいと思えます。実際に琴海地区は先日の説明と内容が変わっているんですが、それ以外の地区についても何地区か既に説明をさせていただいています。運営委員の方に地区の委員で集まることができる日の日程調整をお願いしておりますので、その場で改めて事務局から説明と、おそらくこの場よりも少ない人数の方が、色々な事例の話がしやすいかと思っておりますので、日程調整ができ次第、再度、説明に伺いたいと思っております。運営委員におかれましては、日程調整と他の委員の方はご協力をお願いします。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

○委員 大概の委員が思っていることは、今、係長が言われたことを文字に起こしてしてもらわないと、聞くばかりでわかりにくいですね。どうでしょうか。文字で起こしてもらって説明を、項目を並べるというような書き方をしてもらったほうが、資料と併せてするにも、今、資料との説明が違った部分もありますので、今の説明を文字として一緒に加えてもらうというふうにした方がわかりやすいんじゃないかと思っております。資料だけ見て我々に把握しろと言われても、ちょっと漏れる部分もありますし、そういったところを危

惧しますので、そのようにしてもらえればと思います。

○係長 ありがとうございます。資料を基に説明したつもりだったんですけれども、説明が曖昧なところがあって申し訳ありませんでした。ポイントを押さえた形で、内容という形でお示ししたいと思います。また改めてお配りさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員 私は、イノシシの捕獲をしているんですけれども、イノシシの捕獲で、餌やりとか見回りとかイノシシ捕獲とかしているんですけれども、その仕事で、3番の遊休農地の発生防止のその他の5番でどうなのかなと思っているんですけれども。イノシシがいることによって畑が荒らされて、遊休農地にならざるを得ないと、そういうこともあるので、イノシシの餌やりとか捕獲とか見回りはどうなんでしょうかね。

○係長 おそらくですけれども、3の遊休農地の解消の⑤ということで、該当してよいと思います。一応記録簿に記載していただいて、事務局で再度確認をしたうえで、項目について追記して整理させていただきますので、まずは記入していただきたいと思っております。

○議長 他にありませんか。

○委員 6ページの活動日数目標というのがあるんですけれども、7日とした場合と9日とした場合とでこうなるよというのがあったら、何も9日で設定する必要がないような気がするんですけれども、この辺が、こが私達が勝手に決めていいというような日数となれば、何も9日とか8日とかしなくても、最低何日というのがあるのかどうか把握していないんですけれども、この例でいけば7日と設定した方が、個人的には有利ではないのかなと思うんですけれども、その辺りをいいでしょうか。

○係長 ○○委員がおっしゃる通り、この活動目標というのは、委員全体、農業委員会として一人何日、ということでもまず設定することになるんですけれども、おっしゃられるように7日と下に設定した方が、評価点としては得になります。ただ、説明したように、最適化交付金の基準というのが、先程言った10日というのが基準になって、それを全国の平均ということで、昨日話があったのは、40数億円の分を全国平均で順位づけではないですが、例えば、長崎市が基準通りなのか、基準を上回ったのか下回ったのかで配分額が変わってくるということになっておりますので、ここは低い目標を設定はするんですけれども、最適化交付金としての基準の10日というのは、平均的に目指していきたいということがあるので、表向きの目標は7日で、内々的にはではないですが、委員全員としては、10日を目指すような形で、行けたらいいなと思っております。おっしゃったようにわざわざ目標を高く設定して、低い評価を得るようなことはしないでいいかと思っております。

○事務長 ○○委員の質問で補足させていただきたいんですけども、委員個人の評価の点数表と、委員がもらう報酬の表というのが、また、別にあるんですね。皆さんの委員の評価をあげるためには、低い目標としていた方が、予想を上回ったとなるので、委員の評価は高くしましょうと。ただ、交付金自体をもらうのは、全国大体 10 日を基準にしましょうというのがあるので、全国の委員が皆 10 日を目指すので、どうしても 7 日だとたぶん負けてしまうので、全体の 40 何億という額は決まっておりますので、それを全国の委員たちで取り合いにいくので、国とか県とかに提出する目標値は 7 日にするんですけども、実際に皆さんたちが活動してもらうのは、10 日を基準にしましょうということで、この 10 日というのが、例えば先ほど見守りとかあったんですけども、自分の圃場へ毎日行くと思うんですけども、それも 1 週間ごとだったら同じ所を見てもいいだろうとか、あと、声掛けというのも、1 週間に 1 回声掛けをしましょうということで、それぞれ足せば、ひと月 8 日位にはなるだろうと。あと、2 回位は利用状況調査であるとか、意向調査であるとか、普段やられていることを足すことで、たぶん、ひと月 10 日を達成するだろうと、私達は思っていますので、そこをめざしていきましょうということで、活動記録カードにもひと月に 10 日分、できたら書いて欲しいということです。説明は以上です。

○委員 今まで農地パトロール、利用状況調査は 1 日なら 1 日使って回っていた分、その中で、誰と、誰と、誰に会ってそれをまとめた時間で書いていたんですけども、それを 15 分なら 15 分誰々に会って話しました、そして、次で、1 日の中で、誰々さんと色んなことを尋ねあったりしました、それが何人かあった場合、それをまとめて書いたらだめなんですか。

○係長 1 日の中で同じ活動する場合については、一緒にまとめて誰々さん、誰々さんと書いていただいて問題ないと思います。

○委員 時間は。

○委員 時間は、10 分、10 分と積み上げてもらったものを何分ということで、記載していただいて構いません。

○委員 別々にではなくていいということですね。

○係長 活動が同じなので、累計でそれはいいと思います。その利用状況調査以外に別の活動をしたということであれば、また、別の欄に書いてもらう必要があるかと思うんですけども、同じ活動の中で、対象者が違う分については、まとめて書いていただいて、ある程度の累計の時間を書いていただければ、それで構わないです。

○委員 まとめて時間を書いて、下の欄に誰々さんと、誰々さんと、と書くということですか。

○係長 そうです。

○委員 はい、わかりました。

○事務長 その時でも最初、係長から説明があったんですけども、1日の中でしたら、それは1日の活動としてしかカウントしないので、1日に色々な人と会って話をしたということであっても、それは1日という活動、例えば、ひと月30日の中の1日という活動なので、できたら、もし分散できるのであれば、分散してくださいよという話をしたかと思うんですけども、もし分散できるのであればですね。

○委員 そうしたら、今日と明日と、というふうに1日で回ったのであっても、分けて書いてもいいという…。

○係長 そうではなくて、1日で回るところを今日と、明日と、2日で回っていただくとか、分散して回ってもらって書いていただければということです。

○委員 仕事の都合もあるものだから、無理して1日で回ろうと思って。

○委員 成果目標の成果について、もう一度具体的に説明をお願いします。どういうものが成果なのか。考え方の中で、成果目標というのがありますが、成果ということの意味合いをもう一度教えてください。

○係長 成果については、まず、ガイドラインに沿って市全体としての集積目標、遊休農地の解消、それから新規参入の面積ということで全体の設定をすることになるんですが、それをセンサス上の耕地面積というのが、大体2,100ha位あるんですけども、それだけでは、各地区ごとの耕地面積が出ないので、当委員会の農地台帳上の面積大体、2400ha位耕地面積があるんですけども、それであれば各地区ごとに大体面積がでるので、そのセンサス上の耕地面積を各地区ごとに案分して、各地区ごとの耕地面積及び遊休農地面積等を出したものを、各農業委員及び推進委員の数で頭割りした分を各個人の成果目標ということで設定しようと思っています。その目標に対して結果どうだったのか、上回ったのか、下まわったのかで成果目標のポイントが付く形になっています。

○委員 活動して、そこが、目標通り達成できたというのが成果ですか。

○係長 いや、活動は活動で、この評価には実際に活動することによる評価と、活動をし

て要は成果、数字として表れたものについてのポイントと、両方評価されることになっているんですが、あくまでも先程から言っている、7日目標にして10日するというのは、活動日数に対する評価ということで、それとは別に集積をどのくらいしたか、遊休農地をどのくらい解消したかということで評価される分が、成果目標の評価ということで、要は2種類、別々の評価項目があるということで、ご理解いただければと思っております。

○委員 私共農業委員も、農業を基本としながらこの活動をやっているわけですが、個別な温度差ということもございます。中には兼業でお勤めの方もいらっしゃいます。そういった方たちを含めて、それを一辺倒に考えるというのは、ちょっとあまりにも、というような考え方をもちます。だから、目標は目標でありながらも、本当にこの長崎市農業委員会の活動が、どのような方向であれば、実績に結びつくのかと。それと地域による温度差もあります。委員による温度差もあります。その辺を考えて落とし込みをしないと、今からの活動の継続性と成果というのは結びついていかないと思いますので、その考え方をお教えてください。

○事務長 15ページをご覧くださいよろしいでしょうか。15ページ下段の左側を見ていただいたら、これは個人の評価につながる部分で、(1)の成果目標というのがあるかと思えます。今まで主に説明していたのが(2)の活動日数目標というものを、今主体的に話をしていたんですけれども、今、〇〇委員がおっしゃられるのは、成果目標と書いてあるんですけども何で、という話だったかと思うんですけれども、今、係長が言いましたが、その成果目標を見ていただいたらわかるように、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進と3つございます。はっきり言って活動のほうに交付金のウエイトがシフトしていますので、前回は説明させていただいたんですけれども、達成率が100%を超えるというのは、なかなか難しいのかなと思っております。達成率90%未満というところが1ポイントということで、実際90%未満であったとしても、①、②、③が各1点ずつ、取るようなケースが結構出てくるのかなというふうに思っているんですけれども、その分、活動の方で、しっかり活動をしていただいたら、先程の例で言うと、8日活動した、実績が8日だったとして、目標自体の設定は7日だったということであれば、目標を上回った、の6点プラス、8日働いたということで14点、成果目標が3点だったのに活動で14点稼げるということで、活動の方に交付金もシフトしておりますので、活動を重点的にやってくださいというのはそういう意味ですね。ただ、仕事もしているし、皆さん一生懸命頑張っているから、なかなかできないということで、ここのところは、例えば利用権の設定であれば、関係した委員の方もいらっしゃいますので、そういったところが実績として上積されていくのかなと思いますので、あまり成果の部分については、それ程と言いますか、根を詰めてと言いますか、活動をしていけばそれに引きずられてくるようなところもあろうかと思っておりますので、その成果のところは、そこまで真剣に考えなくていいのかなと私個人的にはちょっと思っております。

○委員 ありがとうございます。今、事務長が言われたようなことを先ほど文章に落としこんで、説明していただきたいということで、私、述べたわけでございますので、そこら辺、皆さんちょっと頭が混乱しているんで、よろしくお願ひしたいと思っております。

○委員 総会の出席とか、運営委員会の出席とかですね、その部分については、実績にならないというようになっていきますけれども、一応出たということで実績にならないんですかね。

○係長 9ページですね、活動項目一覧の1の①に総会の出席ということで欄があります。今回の総会に出席した分については、農業委員の方は1の①ということになります。今日、推進委員の方で、現場活動の報告、その他質問や意見を述べられた委員がいらっしゃったかと思うんですけれども、その推進委員の方につきましては、大項目の2の④に総会に出席し、意見を陳述した、という欄があるかと思うんですけれども、そちらの項目に該当する形になります。それで、農業委員に限っては、1の①が、該当する形になります。

○委員 それでは、該当になるということですね。実績になるということですね。

○係長 はい。

○委員 わかりました。

○議長 他にございませんか。

○委員 目標は10日ということで今言われていますけれども、これ、全員が10日をクリアしなければいけないんですけれども、どうなんですかね。全員が結局できなかった場合は、当然、交付金は減るということでしょうから、だから10日がいいのか、7日がいいのか、そこら辺は十分検討しておかないと、全然もらえないということはないかもしれないんでしょうけれども、相当下がってくることはあると思うんですよ。これも全国平均の実績で評価されるんでしょうから、皆できればいいけれども、できるんでしょうか、その辺。

○係長 ○○委員がおっしゃるように、私達の願ひとしては、皆さんが10日の標準に行けば一番均等に配分されるのではないかと思うんですが、もちろん差があると思います。その中で気を付けていただきたいのは、年間の平均が5日以下にならないことを気がけていただければ、6日以上であれば、額は正直いくらというのはわからないんですけれども、年平均が6日以上であれば、交付金は何かしらあります。ただ、年平均5日を下回ったり、もう一つは、ひと月でもゼロという月があった場合は、対象とならないという形になりますので、最低ラインは6日以上にはなってくるかとは思ひます。ただ、言ったように、各

委員が、標準的にもらうことを考えるのであれば、10日を目指したほうがベストかなと思っているところです。

○委員 わかりますけれども、その辺、もっと十分に検討する必要があるのではないですかね。達成できるのと、達成できないのとでは、全然違いますからね。問題は、みんなが揃ってできればいいんですけども、地域差もあるし、個人的なこともありますからね。今までこんなことはなかった訳ですから、交付金のことばかりあまり考えてしていたら、将来的に農業委員も推進委員も誰も手を挙げる者がいなくなると思うんですよね。その辺は十分注意してやっていかなければならないのかなと思うんですけれども。どこかにポイントを置いてしなければならぬいんでしょうから、皆さんの意思を確認し合っておかないと、〇〇委員が言われるようにもう少し例を挙げてもらえれば、皆さん活動しやすいのではないかと思います。まだ始まったばかりでわかりませんが。皆さんが常日頃しているんでしょうけれども、それが活動だと今まで思っていないから、その辺も資料にできればと思いますので、よろしくお願いします。

○係長 ありがとうございます。皆さんの活動が、2・3・4の活動につながるような事例というのを、こちらの方で用意して参考になるような形で作り上げていきたいと考えていますので、参考になるものを随時ご提示していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員 ちょっとお尋ねしたいんですけれども、この話は、元々、委員がひと月に10日でしたかね、農業委員会の仕事をしてくださいということから、スタートしてきているんじゃないかなと思っているんですけれども、今黙って聞いていると、1か月間、時間にして、まあ、色々あるんでしょうけれども、1か月に30時間位、農業委員の仕事をしなれないといけないとなる。そうすると、40数億円を全国の委員で割ったら、時間当たり、最低賃金にもならないのではないですか。極端に言えば、2万円もらうのか3万円もらうのか知りませんが、そういう計算をちょっとしてみてくださいよ。もう、やっちゃおれん、ということになるんじゃないですかね。そういう気がしてならんのですよ。その、毎日圃場に行くときおしゃべりをして誰かに聞けば活動になりますよというけれども、皆さん結構仕事を持っていますよね。そういう中で今でも報酬はもらえますけれども、ボランティアの部分が結構農業委員会としてあるわけですよ。私はそう思っている。この改正になる前の報酬と今とすれば、だいぶ下がっていますよね。その上にまた、働いた者にはやるけど、働かないものにはゼロというそういう考え方でいいのかなと思う。どのくらいになるのかなと思う。40数億円を全国の委員で割ったら平均どのくらいになるのか、ひと月に。

○係長 時間給ということで、試算はしていないんですけれども、月10日ということがずっと言われているところでありまして、46億円という今年度の国の予算に対して、委員の皆さんの活動の成果の実績には配分される分が、46億円のうちの大体49%が配分され

ます。それを全国の、国が言っているのは約4万人活動する委員がいらっしやるということで、4万で割って標準点となる評価をした場合には、5点つきます。その5点を国の平均で割るんですけども、5点、標準通りとした場合には、報酬として5万5、6千円として活動の目標に対する配分が、標準とした場合にはですね、あるんじゃないかなということで、計算しているんですけども、〇〇委員が言われた、それが時間当たりいくらになるのかといところまではちょっと算出していない部分と、今言ったのがあくまでも、平均の部分と、全国の委員数がはっきりわかっていない部分と、どのくらい標準点上がるか下がるかによって、46億円の配分が変わってくるので、ここは、昨日全国の自治体から国に話があったんですけども、これだけ働いていくら貰えるかもわからないのに、できないだろうという意見は多数出ていたことは事実で、今おっしゃったことは委員さん達にとって一番大事な部分だとは思っているんですけども、すみません、ここについては、国が今のところそのように示しているの、これ以上細かいところは言えない状況ではあります。申し訳ございません。

**〇議長** 今、〇〇委員や〇〇委員が言われたそういった意見は、農業会議の会議の時にも出たんですよ。やはり、農業会議の事務局として、国に対しても、全国農業会議所に対しても、かなり意見を言っているんですよ。私も言ったんですよ。九州地区の農業会議所の会議でまとまって、もっと地域に応じた談判をなさいと、私も意見を言ったんですよ。みんな一生懸命になって農業委員・推進委員をどうして確保するかということを考えて、それぞれ頑張っていたいておりますので、国もくらくら変わるんですよ。一番初め月に18日と言っていたんですよ、月にね。それを10日とか。6日とか言い出して、だんだん。大現場を知らない人達がやっていることです。もっと現場のことについてよく承知して、そういった施策でやっていただかないと、やはり皆どこまでついていけるかそれはわからないんですよ。ようするにこれはパワハラですから。はっきり言って。私達もパワハラじゃないかと言え、とちゃんと言っているんですよ。ですから、皆さんできるだけやったことを、農業に関連してやったことをメモしておいてください。そうすればまた事務局でも、いい方向でそれをちゃんとやってくれると思いますので。だんだん皆さんで知恵を出しながら、意見を出していただきながら、いい方向で、進めていかなければ、どうしてもこう、あと、今度、来年は改選ですので、また後を作っていくとね、自分が留まらないといけなくなりますので。そして、何も教えずに代わってくれということもできないし。このような大事な仕事をね。そういうこともありますので、まあ、大変ですけども、農業をしながら、自分の仕事をしながら、頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いします。他にございませんか。

**〇委員** 活動記録の記載の仕方でお尋ねします。農業委員会は大体月末、今日は28日なんですけれども、記録簿の提出はその時に行うということで、その後のその月の活動は記載できない訳ですよ。この総会も含めて、それはどうなるんですか。

○係長 その件につきましては、今まで通り、次に出すときに追加して出していただいで構わないです。5月分を出すときに4月分の追加分ということで出していただいで構わないです。あくまでも提出の目安が、集まれる総会の場ということで、この場にしていますが、遅れても構わないです。

○議長 それから記録簿の件で、名前を書く所がありますね、その件で先ほど、何人かで話をしたんですけれども、それぞれ横印をみんな作ってやった方がいいんじゃないかという意見も出ていますけれども、横印をそれぞれ作りますか。他のことにも使われますのでね。そういうことで作ってよろしいでしょうか。

○委員 国からデータが来れば必要がないかなと思うんですけれども、必要な人もおられるようですから、互助会費を使うとか何とか、みんなで足並みを揃えた方がいいんじゃないでしょうか。

○議長 みんながそういったことができる人ばかりではないですので、そういうことで、他のことにも使われますもんね。そういうことで事務局よろしいですか。

○係長 わかりました。

○議長 よろしいですか。それでは、最後にその他の事項4「令和4年5月、6月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○係長 それでは、資料は4のページをご覧ください。はじめに5月の行事予定です。10日火曜日に長崎県農業会議常設審議委員会が、13時半から長崎県農協会館で開催され、会長が出席される予定です。23日月曜日14時から運営委員会、30日月曜日14時から5月総会を開催する予定です。次に、6月の行事予定です。10日金曜日が長崎県農業会議常設審議委員会、22日水曜日が農業委員会運営委員会、29日水曜日が農業委員会総会をそれぞれ14時から開催する予定としております。行事予定のお知らせは以上でございます。

○議長 ありがとうございます。それでは、これで4月の農業委員会総会を終了させていただきます。大変ご苦労様でした。